



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 人事委員会規則

*1 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

108 字の区域の変更 (市町村課)

109 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)

110 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)

111 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")

112 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")

113 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)

114 換地処分完了 (農村計画課)

115 県営土地改良事業完了 (")

116 道路の位置の指定 (都市政策課)

117 公有水面埋立工事のしゅん功認可 (管理整備課)

118 " (")

○ 選挙管理委員会告示

*9 平成16年和歌山県選挙管理委員会告示第165号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の一部改正

○ 正誤

平成17年1月25日付け和歌山県報号外目次中

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 2 月 4 日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成 14 年和歌山県人事委員会規則第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条第 2 項及び第 4 項並びに第 6 条」を「第

7 条第 2 項及び第 4 項、第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 12 条」に改める。

第 4 条中「条例第 4 条第 1 項」を「条例第 7 条第 1 項」に改める。

第 5 条中「条例第 4 条第 4 項」を「条例第 7 条第 4 項」に改める。

第 6 条中「昭和 32 年和歌山県人事委員会規則第 23 号」の次に「。以下「職員の給与規則」という。」を加える。

第 10 条を第 14 条とし、第 9 条の次に次の 4 条を加える。(特定業務等従事任期付職員の給料表の適用範囲)

第 10 条 条例第 8 条第 1 項に規定する特定業務等従事任期付職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)の給料表の適用範囲は、給料表の適用範囲に関する規則(昭和 32 年人事委員会規則第 14 号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(特定業務等従事任期付職員の級別標準職務)

第 11 条 条例第 8 条第 2 項に規定する特定業務等従事任期付職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、職員の初任給規則第 3 条の規定の適用を受ける職員の例による。

(特定業務等従事任期付職員の給料の調整額)

第 12 条 条例第 8 条第 4 項の規定により給料の調整を行う特定業務等従事任期付職員の職及び給料の調整額は、職員の給与規則第 7 条の規定の適用を受ける職員の例による。(特定業務等従事任期付職員の給料月額決定の特例)

第 13 条 条例別表第 1 の備考第 2 項及び別表第 2 の備考第 2 項の「人事委員会規則で定めるもの」は、職員の初任給規則第 2 条第 12 号に規定する試験の結果に基づいて採用された職員とする。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

和歌山県告示第 108 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定に基づき、日置川町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公

告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成 17 年 2 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

1. 大字安居字又岸に編入する区域

大字安居字江崎の一部、大字安居字道の一部

2. 大字安居字道に編入する区域

大字安居字江崎の一部、大字安居字又岸の一部、
大字安居字下タ久保の一部、大字安居字前地の一部

3. 大字安居字前地に編入する区域

大字安居字道の一部、大字安居字下タ久保の一部

4. 大字安居字天王に編入する区域

大字安居字前地の一部、大字安居字下タ久保の一部、
大字安居字五郎久保の一部

5. 大字安居字五郎久保に編入する区域

大字安居字天王の一部、大字安居字中村前の一部

6. 大字安居字中村前に編入する区域

大字安居字五郎久保の一部、大字安居字宮ノ前の一部

7. 大字安居字宮ノ前に編入する区域

大字安居字一ノ坪の一部

8. 大字安居字一ノ坪に編入する区域

大字安居字宮ノ前の一部、大字安居字イヤノ谷の一部

地番については、平成 15 年 11 月 17 日現在の地番である。

和歌山県告示第 109 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条第 1 号の規定に基づき公示する。

平成 17 年 2 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、主 たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3070104348	有限会社シルバー ネスト	和歌山市秋葉町 43-5	越野幸子	ハイネスト友	和歌山市中之島 1603	通所介護	平成 17.2.1
3070104355	有限会社ファミリ ー	和歌山市延時 25 サ ーパス延時 402 号	小上泰生	ヘルパーステーシ ョンファミリー	和歌山市土入 25-10 フリーゲル 21 2 F	訪問介護	平成 17.2.1
3070104363	株式会社コムスン	東京都港区六本木 六丁目 10-1	樋口公一	株式会社コムスン 和歌山塩屋ケアセ ンター	和歌山市塩屋 6 丁目 3-13 ニュー塩屋ハイツ 1 階 C 号	訪問介護	平成 17.2.1
3071201275	特定非営利活動法 人あーきてくと	那賀郡岩出町湯窪 82	藤平増夫	ケアセンターぬく もり	那賀郡岩出町湯窪 82	訪問介護	平成 17.2.1

和歌山県告示第 110 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 17 第 1 項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した

ので、同法第 17 条の 23 第 1 号に基づき公示する。

平成 17 年 2 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所 番号	申請者の 名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指定 年月日
300001 00159130	社会福祉法 人和歌山県 福祉事業団	西牟婁郡上富田町 岩田 2456-1	木村良樹	和歌山県知的障害 者更正施設古座あ さかぜ園	東牟婁郡古座町上 田原 1237 番地	短期入所事 業	平成 17.2.1

和歌山県告示第 111 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 17 第 1 項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した

ので、同法第 15 条の 23 第 1 号に基づき公示する。

平成 17 年 2 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所 番号	申請者の 名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指定 年月日
300002 00195141	社会福祉法 人和歌山県 福祉事業団	西牟婁郡上富田町 2456-1	木村良樹	第 6 なかまの家	日高郡由良町里 293-5	知的障害者 地域生活援 助事業	平成 17.2.1

和歌山県告示第 112 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 17 第 1 項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第 21 条の 23 第 1 号に基づき公示する。

平成 17 年 2 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
300003 00144122	特定非営利活動法人 口ツツ	那賀郡打田町古和田 237-3	前田効太郎	児童デイサービス ス宇宙	那賀郡打田町古和田 719-1	デイサービス	平成 17.2.1

和歌山県告示第 113 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項の規定により公告する。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、
〔(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見〕を記載した意見書を、本日から 4 月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
パワー和歌山インター店
和歌山市小豆島字院田 53 番地 1 外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役社長 捧雄一郎
新潟市米山四丁目 1 番 28 号
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ミスタージョン和歌山インター店
(変更後) パワー和歌山インター店
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ミスタージョン株式会社 代表取締役
高木幹夫
三重県安芸郡芸濃町大字北神山字谷奥 1287 番 3
(変更後) 株式会社コメリ 代表取締役社長 捧雄一郎
新潟市米山四丁目 1 番 28 号
- 変更の年月日

平成 17 年 1 月 21 日

5 変更する理由

店舗展開の計画変更により、小売業者をミスタージョン株式会社から系列会社である株式会社コメリへ変更し、同時に店舗の名称も変更するもの。

6 届出年月日

平成 17 年 1 月 21 日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目 1 番地)

和歌山市産業部商工振興課 (和歌山市七番町 23)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成 17 年 2 月 4 日から平成 17 年 6 月 6 日まで

時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 114 号

平成 16 年 12 月 14 日付けで計画認可した日置川町宮換地計画 (安居地区安居換地区) については、換地処分が完了したので、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により、この旨を公告する。

平成 17 年 2 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第 115 号

県営ため池等整備事業につきその工事が完了したので、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 113 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 2 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

- 事業名 県営ため池等整備事業口池地区
- 確定年月日 平成 14 年 3 月 27 日
- 工事を完了した時期 平成 16 年 12 月 8 日

和歌山県告示第 116 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成 17 年 2 月 4 日

和歌山県知事 木村良樹

指定 番号	指 定 位 置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員	延 長
				メートル	メートル
2817	有田市宮原町須谷字元川原 487 番の一部、488 番の一部、市道敷の一部	和歌山市新在家 121-1 株式会社 幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 17. 1. 25	4.50	35.00

和歌山県告示第 117 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第 3 項の規定により、関係図書を申本町役場において告示の日から起算して 10 年を経過する日まで閲覧に供する。

平成 17 年 2 月 4 日

大島港港湾管理者和歌山県

代表者

和歌山県知事 木村良樹

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山市東高松四丁目 6 番 7 号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 木村良樹

2 埋立区域

- (1) 位置 和歌山県西牟婁郡串本町大島字打越 228 番 8 から 219 番 5 を経て字南地 216 番 2 に至る間の国有地の地先の公有水面
- (2) 区域 次の各地点のうち A の地点と B の地点を結ぶ平成 9 年の秋分の満潮位 (D.L.+1.55 メートル) における公有水面と陸地との境界線、B の地点から F の地点までを順次に結んだ線、F の地点と G の地点を結ぶ平成 9 年の秋分の満潮位 (D.L.+1.55 メートル) における公有水面と陸地との境界線、G の地点と H の地点を結んだ線及び A の地点と H の地点を結んだ線により囲まれた区域

A の地点 三等三角点中山 (北緯 33 度 27 分 55.47 秒、東経 135 度 48 分 19.69 秒) から 289 度 53 分 34 秒 267.93 メートルの地点

- B の地点 A の地点から 243 度 56 分 37 秒 6.42 メートルの地点
- C の地点 B の地点から 299 度 49 分 19 秒 2.87 メートルの地点
- D の地点 C の地点から 29 度 49 分 16 秒 58.45 メートルの地点
- E の地点 D の地点から 40 度 46 分 09 秒 59.22 メートルの地点
- F の地点 E の地点から 161 度 31 分 47 秒 3.51 メートルの地点
- G の地点 F の地点から 187 度 54 分 43 秒 6.36 メートルの地点
- H の地点 G の地点から 220 度 46 分 09 秒 51.46 メートルの地点

(3) 面積 728.35 平方メートル

- 3 埋立地の用途 護岸用地
- 4 公有水面埋立免許の年月日及び番号 平成 10 年 11 月 25 日和歌山県指令港第 203 号
- 5 しゅん功認可年月日 平成 17 年 2 月 1 日

和歌山県告示第 118 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第 3 項の規定により、関係図書を申本町役場において告示の日から起算して 10 年を経過する日まで閲覧に供する。

平成 17 年 2 月 4 日

大島港港湾管理者和歌山県

代表者

和歌山県知事 木村良樹

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 西牟婁郡串本町串本 1800
- (2) 名称 串本町
- (3) 代表者住所 西牟婁郡串本町串本 1023
- (4) 代表者氏名 串本町長 田嶋勝正

2 埋立区域

- (1) 位置 和歌山県西牟婁郡串本町大島字打越 228 番 8 から 219 番 5 を経て字南地 216 番 2 に至る間の国有地の地先の公有水面
- (2) 区域 次の各地点のうち A の地点と C の地点までを順次に結んだ線、A の地点と C の地点を結ぶ平成 9 年の秋分の満潮位 (D.L.+1.55 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区

域

A の地点 三等三角点中山 (北緯 33 度 27 分
55.47 秒、東経 135 度 48 分 19.69 秒)
から 289 度 53 分 34 秒 267.93 メートルの地点

B の地点 A の地点から 29 度 49 分 19 秒
52.51 メートルの地点

C の地点 B の地点から 40 度 46 分 09 秒
51.46 メートルの地点

(3) 面積 801.62 平方メートル

3 埋立地の用途 緑地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成 10 年 11 月 25 日 和歌山県指令港第 204 号

5 しゅん功認可年月日 平成 17 年 2 月 1 日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第 9 号

平成 16 年和歌山県選挙管理委員会告示第 165 号 (地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等) の一部を次のとおり改正する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮三

第 1 項中「17,348 人」を「17,350 人」に、第 2 項中「211,227 人」を「211,243 人」に、第 3 項中「那賀郡選挙区 31,672 人」を「那賀郡選挙区 31,706 人」に改める。

正 誤

正 誤

平成 17 年 1 月 25 日付け和歌山県報号外目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から 3	平成 14 年度	平成 15 年度